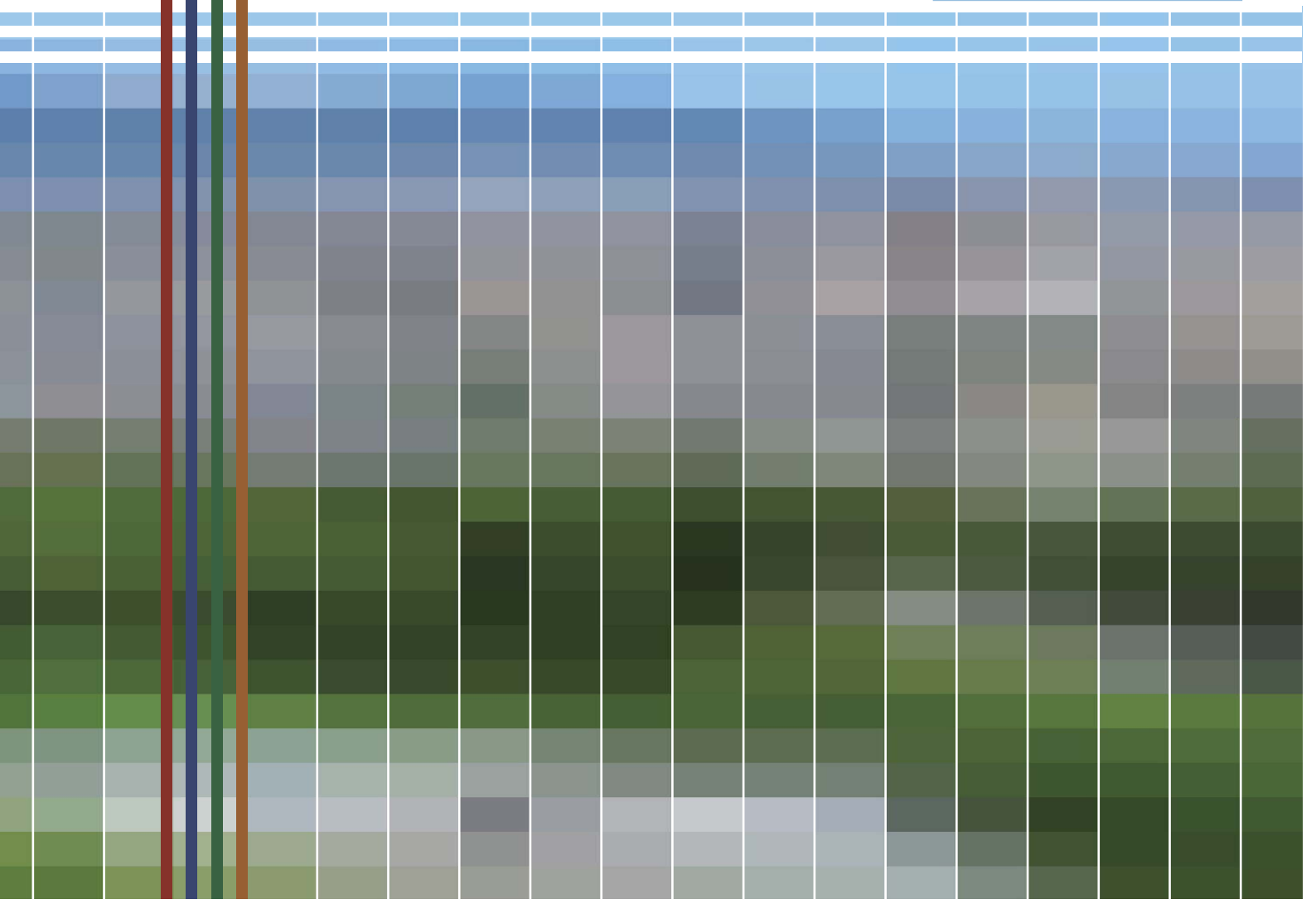




福岡市色彩 ガイドライン

THE COLORSCAPE GUIDELINES OF
FUKUOKA CITY



何故、色彩ガイドラインが必要なのでしょうか？

福岡は、博多町割りの歴史、戦後の復興、お城や社寺の固有の歴史的景観、取り巻く山や樹々の植物、川や海等の自然景観は多様で特徴のある「地域性」を有しています。そこに見られる色彩は他の地域とは異なるものとなっています。たとえば土や砂の色も地域で異なるものの中のひとつです。

土や砂の色は元々地元の建築材料として土壁や煉瓦等に使われていたことからその地域の色そのものでした。今も古い建物の中にそれらの色を見ることができます。それは地元の土や砂の色は市民にとって記憶の中に刻まれたなじみのある色と言えます。

福岡と東京の砂の色の違い

下は公園の土や砂の写真です。写真左の福岡の砂が花崗岩質のサンドベージュ色であるのに対して、写真右の東京の砂は富士山や浅間山等の諸火山が噴火した火山灰や降下物が堆積した関東ローム層に植物が生い茂り、腐植土層がたまって暗褐色となり、黒ボク土の深みのある色に特徴があります。

サンドベージュ色の福岡の表土の色と深みのある東京の表土の色を大地に見立てて背景とし、同じ色のマンションを置いた状態を比較したものが写真の下図です。背景つまり地域の色が違くとマンションの色が違って見えることがわかります。

福岡市内公園の土、砂



福岡の土の上での建築物の見え方



東京都内公園の土、砂



東京の土の上での建築物の見え方



地域の特徴の色を 大切にする

京都には弁柄格子や、赤い弁柄に少しばかりの墨を加えたベンガラ塗りのまちなみを見ることができます。また、広島や島根県等が多い赤瓦の風景は、この地域の特徴色といえます。長崎の石畳は、諫早産の砂岩が用いられていて、暖かな床の印象があります。

これらは、全国各地に見られる地域ごとの特徴ある色のほんの一例です。これらからわかることは、地域には地域の色があり、その地域の色を個性を尊重しつつ、色彩景観をつくることの大切さです。

地域性に見合った違和感のない福岡の色彩景観をつくる。色彩ガイドラインはその道標です。

他の都市の特徴的な色の例

京都

弁柄色に塗られた
京都の町並み



広島

赤瓦の
東広島の風景



長崎

優しいベージュ色の
長崎の石畳



福岡の色の使い方

福岡の色の特徴は、黒田家入府以降、武士の潔さを旨とする黒田家福岡とそれまで積み重ねてきた町衆の活気の博多に見ることができます。

黒田家福岡の色の特徴は、黒田家が幕府への献上品として選んだ博多織の多彩な五色献上に見ることができます。元々は潔さを示す地味な博多帯でしたが、献上品は領内で最高のものということで、日頃は身に付けないがハレの日の祝い事や祭に着用する、否、着用しないが技術的に渾身のものが武士の潔さの精神を大切にしつつ、提供されたものと考えられます。

江戸時代武士も町衆も日常の営みは地味なものでしたが、博多は町衆の拠り所となっている櫛田神社の祇園山笠（聖一国師が疫病退散を祈祷したことを発祥とする）や「松囃子」に端を発するといわれる現代の博多どんたく等のお祭りを中心とするハレの日に見る多彩な色づかいに特徴を見ることができます。



福岡の色は多彩

この多彩な色づかいのどこに特徴があるのでしょうか。下の写真は、京都祇園祭の山鉾巡行の様子を撮影したものです。見比べてお分かりのように、京都祇園祭では赤やオレンジ、温かい緑等の暖色系が基調となっています。一方で福岡では、赤有り青有り、ピンク有りと色幅が広くバラエティ豊かです。



京都祇園祭の山鉾



博多祇園山笠

山笠の飾り山

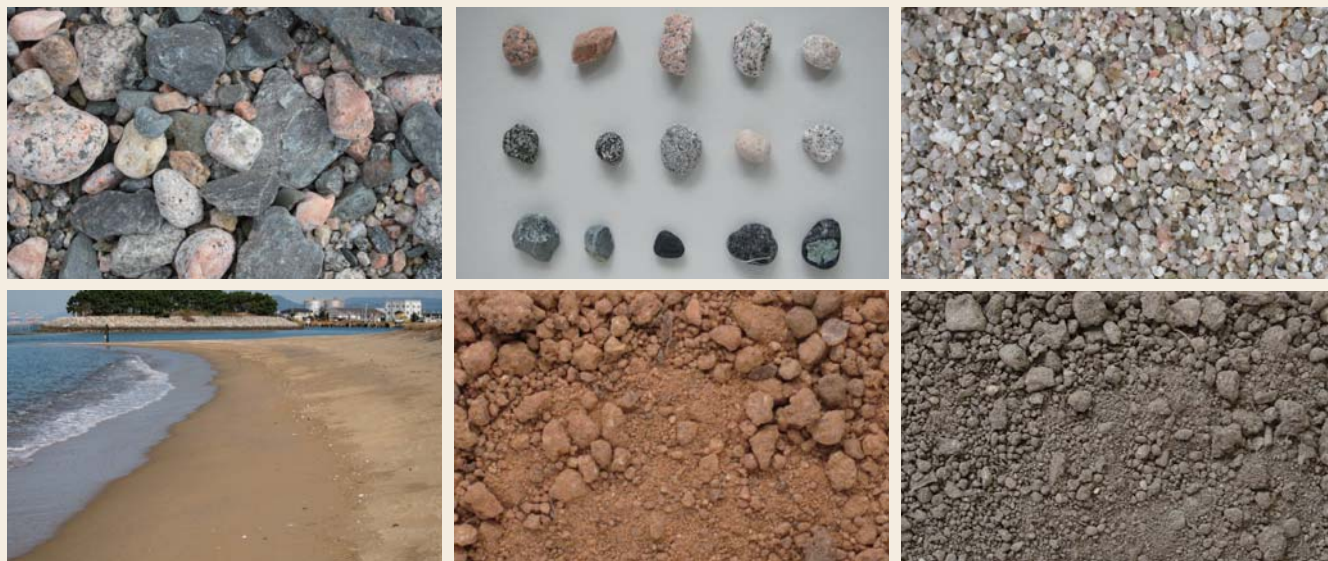
博多どんたく

多彩さの中にある調和の感覚

福岡の大地の地層も多彩だといわれています。色々な地層が入り混じり、表層に表れたものが海辺で見られる岩石や砂、表土です。色を採取してみると良くわかります。自然の色は一見、色を散りばめただけのように見えますが、そこには、明度彩度を押さえた落ち着きをもたらせる色が働き、全体としてまとまり感を持った調和感が根底にあるようにも感じられます。

このような自然の特徴を背景として、品質の高さとデザインをしっかりと位置づけて産み出されたものが、地場の染色の技術に裏打ちされた五色献上や町衆のエネルギーを感じる祭りの色です。それは、石という自然な色の中で土壁を地色に、穏やかな主張性のある独自の意匠で知られる博多塀にも活かされています。

今日では、人の活動範囲は広まり、祭りに限らずカラフルで多彩なものがまち中で自由に使える世の中となりました。建物にも様々な色が混合的に使われて、おだやかにやわらかく独特の調和の原理が引き継がれ、生き生きと誇れる美しいまち福岡としたいものです。



福岡の石、砂、土



博多塀の意匠

福岡の色（福岡の景観をつくっている色）

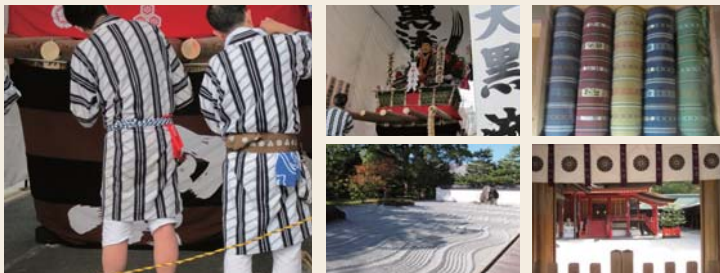
空、山、海、島の色



植物の色



文化の色



博多塀意匠の色



採取色による福岡の色（代表色）

「福岡の色」番号 …… n1
詳細は P63-64 参照



空、山、海、島の色見本



緑葉の色見本



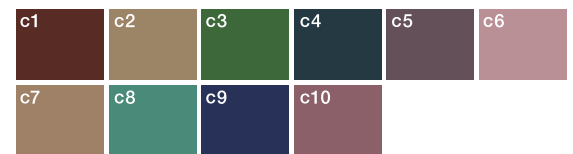
紅葉、枯葉の色見本



黄葉、枯葉の色見本



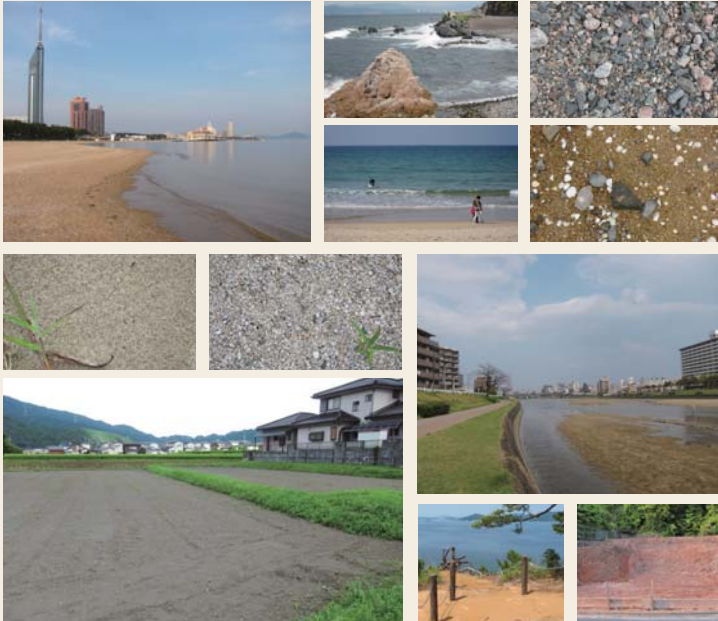
博多織 五色献上の色見本



博多塀意匠の色見本



石、砂、土の色



壁面の木材、土壁、漆喰の色



赤レンガ、赤瓦、日干しレンガの色



基礎石、灯籠等の色



黄砂の色



大気中の浮遊物である黄砂は景観の色の見え方に影響します。写真は大気中の黄砂を断続的にろ紙にて採取したものです。

採取色による福岡の色 (代表色)

海辺の石の色見本 (赤石) (青石)

L1	L2	L3	L4	L5	L6
L7	L8	L9	L10	L11	L12

海辺の砂・川の砂の色見本

L21	L22	L23	L24	L25	L26
L27	L28	L29	L30	L31	L32

土・田畑の耕作土の色見本

L41	L42	L43	L44	L45	L46
L47	L48	L49	L50	L51	L52

建築物壁面の木材・土壁・漆喰の色見本

a1	a2	a3	a4	a5	a6
a7	a8	a9	a10	a11	a12

建築物や塀の赤レンガ・赤瓦・日干しレンガの色見本

a21	a22	a23	a41	a42	a43
a24	a25	a26	a44	a45	a46
a27	a28	a29	a47	a48	a49

基礎石・灯籠等工作物の色見本

a61	a62	a63	a64	a65	a66
-----	-----	-----	-----	-----	-----

保健環境研究所の標本による黄砂の色見本

s1	s2	s3	s4
----	----	----	----



はじめに

日々たくさんの色に囲まれて暮らしている私たち。

モノをつかったり購入する時、色を選ぶ、決めるという作業が必要になります。

たとえば、洋服を購入する時は購入者の好みや感覚で自由に色を選ぶことができます。

では、建物をつくる時、色はどのように選びますか？

建物の色は、少なからず建てられる場所や地域の景観に関わります。

建物の色選びでは、まずそのまちや地域にとって景観がどうあるべきかを考えてみたいものです。

さて、それでは福岡の景観はどうあるべきでしょうか？

博多町割りの歴史や、戦後の復興、お城や社寺等の固有の歴史的景観、それらを取り巻く山や樹々の植物、川や海等の多様な自然景観に恵まれた福岡。

博多は昔から互いの顔が見える地産地消の豊かなところでした。

豊かさを享受して、昔の神社仏閣は材料となる羽目板、柱梁も手斧掛けでつくる等、ものづくりに時間と手間をかけてきた先人達には質への想いや作法が感じられます。

まちから伝わってくる豊かさは、この地のものづくりへの作法を受け継ぎながら、歴史や自然等に培われた「地域性」と、それらとの付き合い方である「連続性」を大切に、手間を惜しまずに質の高い景観をつくり出すところに表れてくるものではないでしょうか。

この色彩ガイドラインは、まちなみのコントロールが目的でなく、これから **100年 200年**と福岡が繁栄するために、街の豊かさを市民の力でつくりあげていくことを目指しています。色はそのための強力な1つの手段なのです。

さあ、市民の皆さんで目指す方向を共有しながら、福岡の景観をつくりあげてまいりましょう。ご理解と協力をよろしくお願いいたします。





目次

1	色彩ガイドラインと景観制度	
1-1	色彩ガイドラインとは？	1
1-2	色彩ガイドラインの対象	1
1-3	色彩ガイドラインと景観制度	1
1-4	景観計画	2
2	目指す色彩景観の方向	
2-1	福岡らしい色彩景観とは？	3
2-2	目指す色彩景観の方向	5
3	調和色	
3-1	調和色とは？	7
3-2	調和色と配色構成	9
4	調和のための視点と作法	
4-1	色彩調和のために必要な視点	11
4-2	調和のための作法（色相・明度・彩度の作法）	15
5	色彩検討の手順	
5-1	色彩検討のプロセス	19
5-2	各プロセスの流れ	21
5-3	各色彩検討のプロセス	23
	まとまり感をつくる①調和色から選ぶ 色彩検討プロセス	23
	まとまり感をつくる②個別に検討する 色彩検討プロセス	29
	まちのアクセントをつくる 優れた個別のデザイン 色彩検討プロセス	35
	（参考）簡易版色彩検討プロセス	41
6	各ゾーンのガイドライン	
	一般市街地ゾーン	45
	都心ゾーン	47
	山の辺・田園ゾーン	48
	海浜ゾーン	49
	港湾ゾーン	50
	歴史・伝統ゾーン+「香椎宮と参道」及び「冷泉地区」	51
	色彩の基礎	52
7	工作物の色彩	53
8	屋外広告物の色彩	55
9	色彩ガイドラインの運用	57
資料	色彩の採取方法	59
資料	一般市街地ゾーンの特例資料	61
参考	色当てクイズ	62
資料	「福岡の色」色見本	63
資料	調和色のカラーパレット	65
資料	調和色選定の考え方	67



1-1 色彩ガイドラインとは？

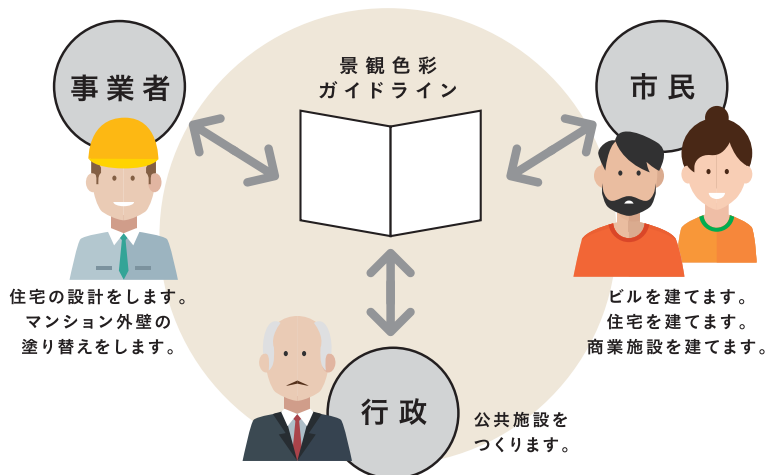
福岡市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちなみを創造していくため「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との協働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞等の各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

「色彩」は、まちなみの印象や地域特性を表すものであり、“市民の誇り”や、多くの人を惹きつける“景観の質”を高める極めて重要な要素です。景観計画では大規模建築物等を対象とした色彩基準で誘導を図っていますが、色彩基準は「数値を超えなければ、極端に不調和な色彩とならない」という最低限守るべき基準であるため、周辺への配慮がなされない場合、より良い景観となる機会を逃したり、異質感を与える場合があります。そのため、連続するまちなみ等周辺との関係性を考慮した色彩検討の仕組みを構築するとともに、その際の指針となる「調和色」と「調和のための作法」からなる「色彩ガイドライン」を策定しました。

福岡市は、コンパクトにまとまった美しく住み良いまちとうたわれていますが、当ガイドラインを多くの市民の皆さんと共有することで、名実ともに福岡らしい都市景観の形成の実現に結びつけていきたいと考えます。

1-2 色彩ガイドラインの対象

色彩ガイドラインは、福岡市の景観に関わる全ての行為と全ての皆さんを対象としています。



対象者

施主と設計事務所、施工者等建築物や工作物の建設に関わる民間事業者だけでなく、公共施設に関わる行政担当者、個人での外壁の塗り替えや建築物等の改修工事を行う全ての皆さん

対象物

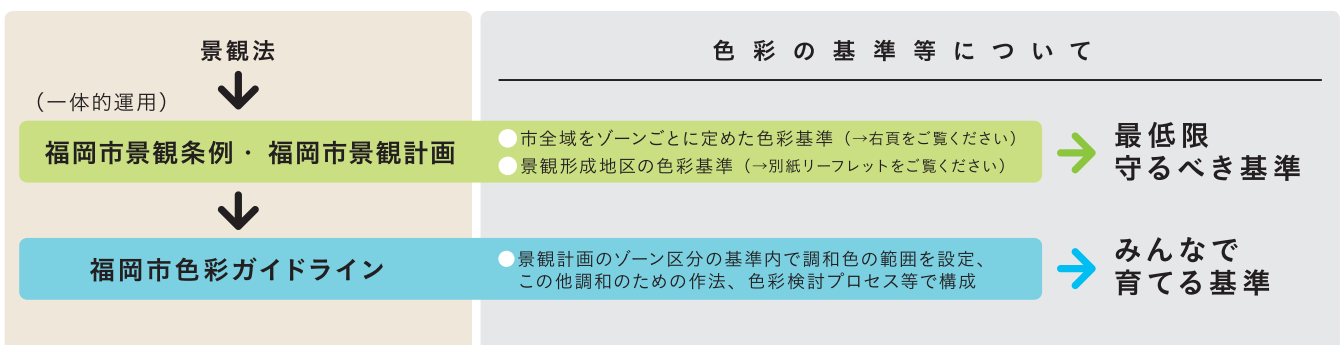
景観計画で届け出対象である大規模建築物等、景観形成地区の基準による建築行為を対象とします。届出対象規模未満にも使用できます

対象となる行為

建築物、工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替えに伴う色彩の変更を対象とします

1-3 色彩ガイドラインと景観制度

この色彩ガイドラインは、景観法に基づく届出行為を対象とした行為の制限の色彩基準（色彩に関する景観形成基準）の規定を説明するものではありません。建築物や工作物の行為の届け出に際して市民の皆さんと協議を行ない、共に福岡らしい景観を育てていく目標基準です。



1-4 景観計画

景観計画のゾーン区分とゾーンごとの色彩基準

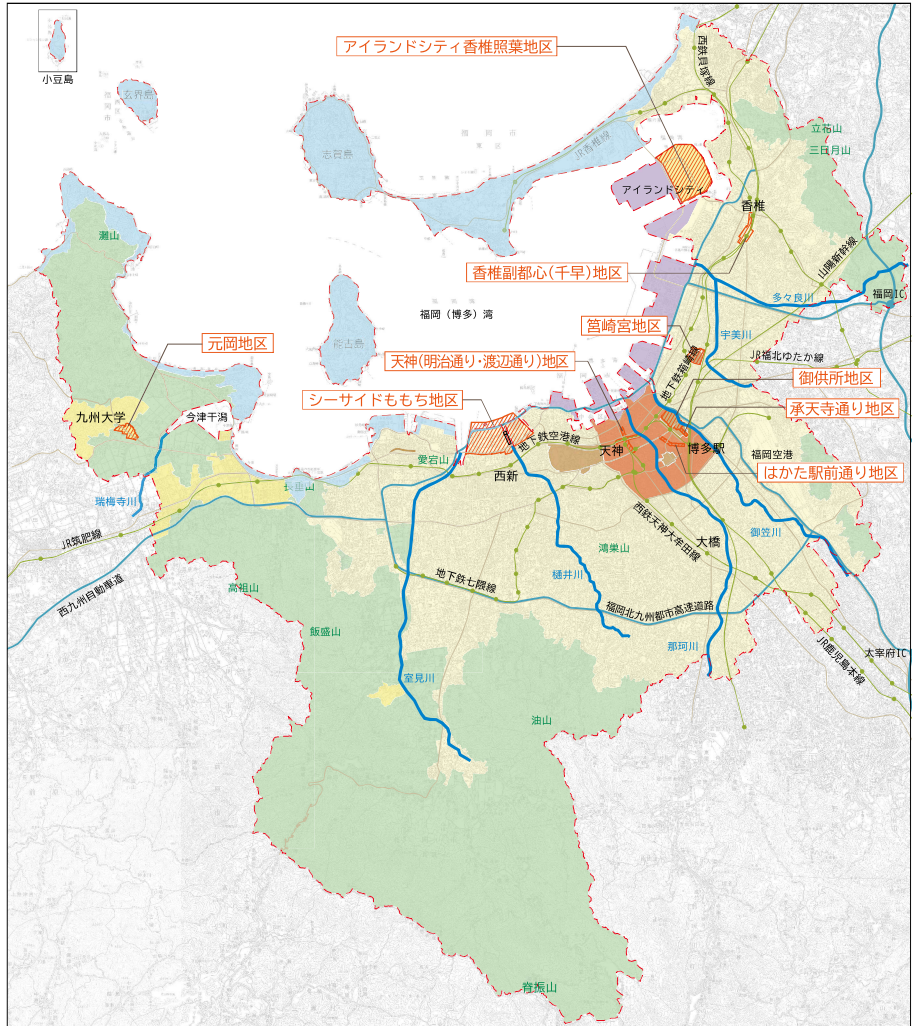
景観計画は、市域を地域特性に応じて6つのゾーンに区分し、各ゾーンごとにそれぞれの特徴を活かした色彩基準を定めています。

色彩ガイドラインは、景観計画のゾーン区分に合わせて、みんなで育てる色彩基準を定めています。

※景観計画、都市景観形成地区の詳細
→ 別紙リーフレットをご覧ください

景観計画ゾーン区分図

- 都市ゾーン
- 一般市街地ゾーン
- 山の辺・田園ゾーン
- 海浜ゾーン
- 港湾ゾーン
- 歴史・伝統ゾーン
- 都市景観形成地区



景観計画 各ゾーンの色彩基準

一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーン、歴史・伝統ゾーン

区分	適用部位	色相	明度	彩度
建築物	高層部	10R から 2.5Y まで	2 以上 8.5 以下	4 以下
		上記以外の有彩色		2 以下
		無彩色		—
	低層部	全ての有彩色	8.5 以下	6 以下
無彩色	—			
工作物	全ての部位	全ての有彩色	—	3 以下
		無彩色		—

都心ゾーン、港湾ゾーン

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6 以下
	無彩色		—
工作物	全ての有彩色	—	3 以下
	無彩色		—

注1) この表における建築物の低層部とは、地上10m以下かつ3階以下の建物の部分をいいます。
注2) 海浜ゾーンにおいては、色彩基準のうち明度の基準を適用しません。

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は以下の通りです。

- 建築物及び工作物の外観に使用する色は、蛍光色以外のものとします。
- 各ゾーンにおける色彩の基準は、上記表に掲げる色彩基準（日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値）のとおりとします。ただし、次の場合については、この限りではありません。

- 各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- 無着色の自然素材を用いる場合
- 地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合